

## 市第91号議案

### 公立大学法人横浜市立大学の中期目標

公立大学法人横浜市立大学が令和5年度から令和10年度までに達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

### 公立大学法人横浜市立大学第4期中期目標の基本的な考え方 (横浜市立大学の歩み)

横浜市立大学は、明治初頭に設立された横浜商法学校及び仮病院にその源流を持ち、地域に根ざした大学として、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきた。

平成17年には、地方独立行政法人化を図り、「発展する国際都市横浜とともに歩み、教育に重点を置き、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学」を目標として、学部及び大学院の再編、英語教育の充実、最先端の研究の推進並びに高度先進医療の提供に取り組んできた。第4期中期目標最終年度である令和10年には、創立100周年を迎えることとなる。

### (横浜市立大学を巡る状況)

令和2年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、学生の学修環境や、研究者の研究活動、附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）での医療現場において、かつてないスピードでの変革を迫られた。

また、少子化の進行により大学間競争が激化する中、各大学が生き残りをかけて、特色のある教育や研究を打ち出すなど、大学を取り巻く環境は厳しさを増している。

さらに、長期的な総人口の減少と超高齢化の進展は、社会のあらゆる分野で人材の不足を生じさせるとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速度的な進展や脱炭素化の世界的な潮流などにより、横浜市の社会経済構造は、私たちの想像を超えて大きく変化していくことが考えられる。

（横浜市立大学に対する期待）

予測困難な時代を迎える中、横浜市立大学には、これまでの学問の探究を通じて蓄積された知的資源を活用し、社会実験や社会実装等の取組を通じた社会課題の解決、地域経済の活性化、産業の高度化、高度先進医療の提供など地域貢献の取組を一層推進し、「横浜に貢献する大学」となることが求められている。

また、社会経済構造の変化を捉え、自ら教育や研究内容の不断の見直しを行い、選択と集中により予算や人員をシフトするなど、セルフマネジメントの強化を図り、「時代を先取りし、社会が求める教育及び研究に応える大学」となることが期待されている。

さらに、市税収入の減少と社会保障費の増加により横浜市の財政状況が厳しさを増す中でも、持続可能な大学運営を確保するため、外部資金の獲得、自主財源の拡大及び歳出改革に取り組み、「自律的な経営基盤を持つ大学」となることが不可欠と考えている。

（第 4 期中期目標の策定）

「横浜市が大学を有する意義」を改めて認識し、学生、市民、企業など様々なステークホルダーからの信頼を得て、横浜市立大学が横浜市における「人材育成、社会変革及びイノベーションの拠点」として、その役割を発揮できるよう、第 4 期中期目標を策定する。

第 1 中期目標の期間等

## 1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日までとする。

## 2 教育研究組織

次のとおり大学の教育研究組織を置く。

学 部	国際教養学部
	国際商学部
	理学部
	データサイエンス学部
	医学部
研 究 科	都市社会文化研究科
	国際マネジメント研究科
	生命ナノシステム科学研究科
	生命医科学研究科
	データサイエンス研究科
	医学研究科
学 術 院	
病 院	附属病院
	附属市民総合医療センター
研 究 所	木原生物学研究所
	先端医科学研究センター
学 術 情 報 セ ン タ ー	

## 第2 業務の質の向上に関する目標

## 1 教育

## (1) 未来を担う人材の育成

未来を担う人材に求められる、データ思考、高い専門性及び技術力並びに自分自身で課題を設定できる能力を養う。また、人権を尊重し、多様な人とコミュニケーションを取りながら、新たな価値とビジョンを創造し、社会課題の解決を図ることができる人材の育成に取り組む。

(2) 多様な個性や能力のある学生の確保

「学生に選ばれる大学」を目指し、多様な個性や能力を持つ優秀な学生の確保を図るため、横浜市立大学の教育及び研究活動の特色や強みを生かして積極的な広報活動を進めるほか、高大連携等の取組を進めるなど、アドミッションポリシー（入学者の受入方針）に基づく戦略的な入学者の選抜を実施する。

(3) 教育の質の保証

ディプロマポリシー（卒業時の明確な到達目標）、カリキュラムポリシー（目標達成のための教育課程の編成・実施の方針）、アドミッションポリシーに基づいた教育の自己点検及び評価を実施し、ファカルティ・デベロップメント及びスタッフ・デベロップメント（教職員の能力開発）に取り組むことにより、質の高い教育活動を実施する。

(4) 地域医療を担う人材の育成及び確保

県内唯一の医学部を有する公立大学として、市民に身近な地域医療サービスを提供するため、先進的な高度医療や救急医療をはじめ、高度な知識及び技術を備えた、医師、看護師等の医療人材の育成及び確保に努める。

(5) 社会人の学び直しの強化

誰もが意欲を持って学ぶことができ、また、学びの成果により自らのキャリアアップを実現できる社会の構築やリスキリングの強化により、成長分野への労働移動を図ることなどが求められている。

横浜市立大学においても、今後の社会で必要とされる知識、技術及び能力を見極め、教育や研究の強みを生かした社会人の学び直し（リカレント教育）の実施及び強化を図る。

## 2 研究

### (1) 研究力の強化

多様な研究者の採用、育成及び支援に努め、ダイバーシティを推進するとともに、各分野の研究の一層の活性化を図る。また、高度な重点分野研究、分野横断型研究及び地域課題解決型研究を推進し、公立大学としての社会的使命を果たし、優れた研究成果を創出する。

### (2) 多様な主体と連携した研究の推進

専門的な知見や技術を有する企業、他大学、研究機関など多様な主体との共同研究や産学連携を積極的に展開し、オープンイノベーションを推進する。

### (3) 学問の分野を超えた研究の実施

横浜市が直面する様々な社会課題の解決と市民のウェルビーイングの実現に向けて、従来の文系理系の枠組みや学問の分野を超えて学内の人材を募り、多様な視点や優れた発想を取り入れて研究を推進し、イノベーションの創出に取り組む。

### (4) 質の高い臨床研究の推進

約 377 万人が暮らす横浜市にある横浜市立大学医学部及び附属 2 病院は、多数の市内医療機関との連携による臨床研究ネットワークを充実させることにより、ワンストップで必要とされる規模の臨床研究や治験を実施することができる。こうした強みを生かし、より多くの臨床研究を呼び込むことにより、市民への先進医療の機会の提供を図り、産学連携を推進する。

### 3 医療

#### (1) 高度先進医療等の提供

附属病院は、特定機能病院として、また附属市民総合医療センターは、高度救命救急センターとして、それぞれ市内で唯一の役割を担っていることを踏まえ、引き続き、高度先進医療に取り組むとともに、救急医療、災害医療などの政策的医療の確保と安定的な提供に取り組む。

#### (2) 地域医療機関との連携及び機能分担の推進

横浜市が構築する「地域包括ケアシステム」に基づき、医療、福祉及び介護の連携に積極的に取り組む。また、医師会、病院協会など地域医療機関との関係構築を図り、大学病院として期待される使命を果たす。

さらに、横浜市立大学が有する高度で先進的な知識及び技術を地域医療機関に積極的に還元し、地域医療全体の質の向上に貢献する。

### 4 学生支援

#### (1) 学生の経済支援の推進

意欲ある学生が、経済的状况により大学進学を断念するこ

とのないよう、国の「修学支援新制度」を踏まえ、授業料の減免、給付型奨学金等の運用を継続する。

また、今後の国での支援の拡大に対応し、経済的な不安なく学び続けることのできるよう学生の支援に取り組む。

## (2) 教育環境の整備

学修者本位の学びを支援する「ラーニング・マネジメント・システム」の本格的運用や、オンライン学習に対応できる自習場所の確保など、デジタル技術の活用を含め、学生の教育研究活動の質の向上に向けた教育環境の整備を推進する。

## 5 地域貢献

### (1) 全学を挙げた地域貢献の取組

「市民に支えられた大学」としてその存在意義を発揮するため、全ての教職員が地域に貢献するという意識を持ち、全学を挙げて「地域貢献」に取り組むことができるよう、組織的に取組を推進するための仕組みを構築する。

### (2) 社会実験及び社会実装の取組の強化

教育研究活動を通じて市内企業、地域社会、研究機関など様々な主体と連携し、研究成果の社会実験、社会実装などの取組を強化する。これにより、健康、福祉、教育、まちづくりなど市民に身近な地域課題の解決や、市内企業の生産性の向上や地域経済の活性化など、早期に具体的な成果の実現を図る。

### (3) 市内企業や地域社会との連携及び対話

横浜市立大学には、地域における知の拠点及び人材育成の拠点として重要な役割を担い、地域産業の高度化や地域発の

イノベーション等を担う人材育成の取組に対する期待が高まっている。このため、市内企業や地域社会との対話の機会を設け、教育内容を検討するほか、インターンシップのマッチングに取り組むなど、連携の強化を進める。

## 6 グローバル展開

### (1) 大学間交流の推進

グローバルな視点を持って課題に向き合うことのできる人材を育成するため、①アジア各国のトップ大学と協働で都市の課題解決を目指す「アカデミックコンソーシアム」及び②海外の交流協定締結大学のネットワークを活用し、海外大学との研究交流を推進する。

また、学生に対する多様な留学プログラムの提供及び海外大学の学生との交流の促進に取り組む。

### (2) 海外からの優秀な人材の獲得

海外からの優秀な留学生の獲得や外国人留学生の日本での就業及び定着に向け、これまでに開発してきた「ビジネス日本語」や「キャリア教育」プログラムを積極的に展開する。

また、市内企業等と留学生のインターンシップの拡大等に取り組む、「留学生に選ばれる大学」を目指す。

### (3) 多様な国際交流機会の提供

オンラインによる海外大学の学生等との教育、研究、交流活動など、コロナ禍を通じて蓄積してきたノウハウを積極的に活用し、海外留学によらなくても実現できる多様な国際交流や学修メニューを展開することで、これまで以上に多くの学生に国際交流の機会を提供する。

#### (4) 横浜市の国際施策との連携

横浜市が誘致する国際会議や国際的なイベントに合わせ、横浜市、各国大使館、国際機関等との連携を図り、学生や市民が参加できる機会の提供に努め、より裾野の広い国際交流の実現に貢献する。

### 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 社会的要請に応える経営資源の管理

急速な技術革新により社会経済構造が刻々と変化する中、人材育成、社会変革及びイノベーションの拠点として横浜市立大学に求められる役割や期待の変化を的確に把握し、社会が求める教育研究活動に迅速に対応することができるよう、選択と集中により不断の見直しを行い、横浜市立大学自らが限られた人員、予算等をシフトできる仕組みを構築する。

#### 2 信頼される組織運営の確保とコンプライアンスの取組の強化

横浜市立大学が、社会からの要請に応え、常に信頼される組織運営を確保できるよう、継続的なリスクマネジメントの取組やコンプライアンス意識の向上の取組を強化し、個人情報適切な管理や事件、事故等による不祥事の防止を徹底する。

#### 3 ガバナンスの仕組み並びに人事制度及び人材育成制度の強化

組織目標を明確にするとともに、これを実現するための組織ガバナンスの仕組みの強化に取り組む。

また、組織目標実現に向けた取組の一環として、人事異動及び人事評価制度の見直しや、横浜市立大学の運営を支える職員の人材育成の取組を強化する。

#### 4 働き方改革の推進

令和 6 年度から、医師にも時間外労働の上限規制が導入されることを見据え、特に、医療現場における長時間労働の改善に取り組むほか、DXによる大学事務システムの効率化や多様な働き方の実施など、横浜市立大学全体の働き方改革を推進する。

#### 第 4 財務内容の改善に関する目標

##### 1 外部資金の積極的獲得

人材育成、社会変革及びイノベーションの実現に向け、大学の果たす役割はますます高まっており、こうした期待に応えられるよう、積極的に国の科学研究費補助金や企業等からの受託・共同研究費等の獲得に努める。さらに、横浜市立大学自らが課題解決に向けた研究を主導することにより、外部資金の投資を呼び込み、研究の推進を図る。

##### 2 経営基盤の強化

人口減少と超高齢社会が進展し、市税収入の減少と社会保障費の増加等により横浜市の財政状況は厳しさを増すと見込まれている。こうした中においても、横浜市立大学が将来にわたり持続可能な運営を確保し、自律的な経営を実現できるよう、経営改善を進めるとともに、自主財源の拡大等に取り組み、経営基盤の強化を図る。

#### 第 5 その他業務運営に関する重要事項に関する目標

##### 1 新設し、及び再編した学部及び研究科の検証

学部及び研究科の検証に当たっては、特に、①医学、理学、経済など多様な応用分野を持ち、データから新たな価値を創造できる人材の育成を目指したデータサイエンス学部及び研究科

、②文理融合の特徴を継続しつつ、より専門性を持った人材の育成を目指して再編された国際教養学部、国際商学部及び理学部について、当初の理念や学修効果の実現に向けた取組を図る。

## 2 新たな感染症の発生に備えた対応

コロナ禍における附属2病院の取組実績及び貢献内容について、客観的な視点で検証を行い、新たな感染症の発生時に、先進医療や高度救命救急医療に取り組む大学病院としての責務を果たせるよう必要な対策を講じる。

また、感染症対策や公衆衛生施策を担う専門的人材の確保及び育成に向けた取組を強化する。

## 3 再整備に向けた検討の推進と病院事業の経営改善

建物及び施設のしゅん工から約30年が経過し、狭あい化及び老朽化が進む附属2病院、医学部及び研究施設の一体的な再整備に向け、着実な検討を進める。

また、建設資金の確保に向けた病院経営の改善を進めるとともに、円滑な統合に向け、附属2病院のシステム運用をはじめとした組織運営の共通化や、職員の人事交流の推進などに取り組む。

## 4 横浜市職員の人材育成と職員と連携した施策検討

横浜市役所においても、客観的なデータに基づき施策を立案し、政策の効果を検証することが求められている。このため、データサイエンス学部を有する大学として、横浜市役所におけるEBPM（エビデンスに基づく政策形成）の推進や、データに基づく政策検討能力の向上に協力するほか、横浜市職員との

連携による政策の検討に取り組む。

## 5 みなとみらいサテライトキャンパスの積極的活用

みなとみらいサテライトキャンパスについては、その立地特性を最大限に生かし、学部及び大学院の授業のほか、市内企業等との産学連携やスタートアップ支援の拠点として、また、社会人がキャリアアップを図るためのリカレント教育の拠点として、積極的な活用を推進する。

## 第 6 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

### 1 中期目標及び中期計画の共有

横浜市が策定した「中期目標」と、これを踏まえ横浜市立大学が策定した「中期計画」の実現に全教職員がベクトルを一つにして取り組むことができるよう、様々な手法や場面を通じ、意識の共有に努める。

### 2 自己点検及び評価

「中期計画」においては、具体的な取組項目と明確な達成指標を掲げるよう努める。

また、横浜市立大学自ら進捗管理を行い、組織として自己点検及び評価を実施するとともに、適切に結果を公表する。

## 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が令和 5 年度から令和10年度までに達成すべき業務運営に関する目標を定めたいので、地方独立行政法人法第25条第 3 項の規定により提案する。

**参 考**

**地方独立行政法人法（抜粋）**

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(第4項及び第5項省略)